

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

雲仙市環境センター基幹的設備改良工事設計・施工監理業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 2 3 日

雲仙市長 金澤秀三郎

**1. 業務概要**

**(1) 業務名**

雲仙市環境センター基幹的設備改良工事設計・施工監理業務

**(2) 業務の目的**

雲仙市のし尿及び浄化槽汚泥の処理施設である「雲仙市環境センター」は、平成 20 年に供用開始した、計画処理能力 100kL/日の施設である。

本業務は、本施設において令和 8 年度から実施を予定している基幹的設備改良工事について、工事受注者が適正かつ円滑に着手し、完了できるようにすることを目的として実施するものである。

**(3) 業務内容**

別紙「雲仙市環境センター基幹的設備改良工事設計・施工監理業務仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり。

**(4) 業務期間**

契約締結日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

**(5) 提案限度額 3 4, 9 5 8, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む。)**

**2. 参加資格**

1 の業務に係る公募型プロポーザル (以下「プロポーザル」という。) に参加することができる者 (提案者となろうとする者) は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 雲仙市の入札参加資格を有する者であること (令和 8 年度雲仙市入札参加資格登録業者名簿の「土木関係建設コンサルタント」業務のうち「建設コンサルタント・廃棄物」の区分に登録されていること。)

(2) 雲仙市から指名停止を現に受けていないこと。

(公告日から契約締結日まで)

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 雲仙市各種契約等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成24年雲仙市告示第97号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (6) 過去10年間（平成28年度から令和7年度まで）に、地方公共団体（一部事務組合を含む。）が発注した廃棄物処理施設の基幹的設備改良工事の設計・施工監理業務を元請けとして完了した実績があること。
- (7) 長崎県内に本店又は支店、営業所がある業者であること。

### 3. 選考方法

上記2.の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による技術提案書のプレゼンテーションの審査を行い、その内容を雲仙市環境センター基幹的設備改良工事設計・施工監理業務プロポーザル審査委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

参加者が1者の場合でも、審査を実施し、一定水準に達しない場合は、契約候補者として選定しない。

### 4. 応募手続等

#### (1) 担当部局

〒854-0492 長崎県雲仙市千々石町戊582番地  
雲仙市 環境水道部 環境政策課（担当：松石、城戸）  
Tel：0957-47-7813 Fax：0957-37-2131  
E-Mail：kankyo@city.unzen.lg.jp

#### (2) 「雲仙市環境センター基幹的設備改良工事設計・施工監理業務」公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等の交付

雲仙市ホームページにて、実施要領等を参照のうえ、関係様式等を適宜ダウンロードすること。

#### (3) 参加申込の手続（一次審査）

プロポーザルに参加を希望する事業者は、実施要領、仕様書及び雲仙市契約規則等の各規定を理解したうえで、次の書類を提出すること。

##### ① 提出期間

令和8年4月24日（金）から令和8年5月12日（火）午後5時まで

##### ② 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要（様式第2号）

ウ 会社業務実績（様式第3号）

会社業務実績を証する書類の写し

（過去10年間（平成28年度から令和7年度まで）に、地方公共団体（一部事務組合を含む。）が発注した廃棄物処理施設の基幹的設備改良工事の設計・施工監理業務を元請けとして完了した実績を記入すること。）

エ 配置予定技術者調書（様式第4-1号、4-2号、4-3号）

配置予定技術者（管理・照査・担当）の雇用状態を証する書類の写し

配置予定技術者（管理・照査）の資格を証する書類の写し

配置予定技術者（管理）の同種業務実績を証する書類の写し

③ 提出方法等

ア 提出先：上記（1）に同じ

イ 提出部数：各1部

ウ 提出方法：持参又は郵送

※持参の場合は、土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

※郵送の場合は、担当者へ電話により報告し、担当者からの折り返し電話により受領を確認する。

（4）参加申込に係る質疑・回答（一次審査）

① 提出先

上記（1）に同じ

② 提出方法

電子メールでの提出とする。「質問書（様式第5号）」

※質問書（様式第5号）は会社印を不要としている。

※大容量ファイル送信サービス等による送信も可能とする。

※送信した旨を電話で連絡すること。

※質問は提出書類の作成に関するものとし、審査（評価）に係る質問は受け付けない。

③ 提出期限

令和8年5月7日（木） 午後5時まで

④ 回答

質問した事業者に対し、速やかに電子メールで回答する。

最終回答は令和8年5月8日（金）に行う。

（5）参加資格に係る審査・結果通知（一次審査）

① 審査方法

ア 項目：実施要領別表に示す評価項目とする。

イ 評価：すべての評価項目において、参加要件に該当する場合に参加資格があると評価する。

## ② 結果通知

ア 通知方法：参加申込書等を提出したすべての参加事業者に電子メールにて通知する。

イ 通知時期：提出書類の受理後速やかに審査し、結果を通知する。

## (6) 現地確認

### ① 現地確認日

令和8年5月11日(月) ※時間は後日通知する。

### ② 集合場所

雲仙市環境センター(雲仙市国見町神代己10)

※現地確認を希望する場合は、令和8年5月7日(木)午後5時までに電子メールにてその旨を連絡すること。

## (7) 技術提案書等の提出(二次審査)

### ① 提出期間

一次審査の結果通知日から令和8年5月19日(火)午後5時まで

### ② 提出書類

ア 技術提案書表紙(様式第6号)

イ 技術提案書

ウ 見積書

### ③ 技術提案書の留意事項

ア 様式・枚数等

任意様式とし、大きさはA4版とする。A3版をA4版に折り畳むことは可とする。片面でA4版8枚以内(A3版1枚はA4版2枚と数える。)で作成すること。使用するフォントの文字サイズは、10ポイント以上とすること。ただし、図表内の文字においては、この限りでない。

イ 記載内容

技術提案書は、仕様書の内容に基づき記載し、以下の点に留意すること。

- ・ 提案内容 発注支援、設計監理、施工監理及び業務工程・業務体制に分けて提案内容を記載すること。
- ・ 独自提案 仕様書に無い事項を提案する場合は、その具体性・実現性を重視した提案とすること。
- ・ その他 技術提案書等は、匿名で審査を行うので、技術提案書内には提案事業者の商号又は名称、代表者等は記載しないこと。

### ④ 見積書の留意事項

ア 様式等

任意様式とし、技術提案書の末尾に綴じること。

イ 記載内容

- ・ 総額は消費税を抜いた額と含んだ額を両方記載し、積算内訳書を添付すること。

- ・積算内訳書は、仕様書の各項目、提案した内容が分かるように作成すること。
- ・見積書の宛名は「雲仙市長」とすること。

#### ⑤ 提出方法等

ア 提出先：上記（１）に同じ

イ 提出方法：電子メール（PDF形式）での提出とする。

※会社印が必要な様式は押印後PDFにスキャンも可とする。

※大容量ファイル送信サービス等による送信も可能とする。

※送信した旨を電話で連絡すること。

#### （８）技術提案書に係る質疑・回答（二次審査）

##### ① 提出先

上記（１）に同じ

##### ② 提出方法

電子メールでの提出とする。「質問書（様式第５号）」

※質問書（様式第５号）は会社印を不要としている。

※大容量ファイル送信サービス等による送信も可能とする。

※また、送信した旨を電話で連絡すること。

※質問は技術提案書の作成に関するものとし、審査（評価）に係る質問は受け付けない。

##### ③ 提出期限

令和８年５月１３日（水） 正午まで

##### ④ 回答

質問者の名称等を伏せたうえ、すべての参加事業者に対し、速やかに電子メールで回答する。最終回答は令和８年５月１４日（木）に行う。

#### （９）技術提案書に係るプレゼンテーション（二次審査）

##### ①日時・場所

ア 日時：令和８年５月２１日（木） ※時間は後日通知する。

イ 場所：雲仙市役所千々石庁舎 ３階多目的室  
（雲仙市千々石町戊５８２番地）

##### ②実施方法

ア 資料：事前に提出した技術提案書（委員配布資料は本市が用意。）

※技術提案書以外の資料は、配布は禁止するが、提示することは可とする。

（例）技術提案書に示した実績、参考文献等の実物

イ 時間：説明２０分以内、質疑応答１５分程度とする。

ウ 内容：提出した技術提案書に基づき説明すること。

エ 人数：説明者は、３名以内とする。

オ 用具：机、椅子、PCモニター及びHDMIケーブル以外は、説明者が用意すること。

## (10) 技術提案書に係る審査・結果通知（二次審査）

### ① 審査方法

ア 項目：別表に示す評価項目とする。

イ 評価：全審査委員の合計点の高い順に、優先契約交渉事業者及び次点者を選定する。最高得点が高点の場合は、審査委員会が決定する。

なお、選考に当たり審査委員会で最低基準を設け、参加業者が1社の場合も選考を行う。すべての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかった場合は、再度、公募を行うものとする。

### ② 結果通知

ア 通知方法：プレゼンテーション審査を受けたすべての参加事業者に電子メール及び書面により通知する。

イ 通知時期：審査終了後、速やかに結果を通知する。

（令和8年5月22日（金）予定）

## (11) 提出書類の取扱い

① 提案された全ての書類は返却しない。

② 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

③ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には使用しない。

④ 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

⑤ 技術提案書の提出は、1者につき1案とする。

⑥ 提案内容については、提案者が責任をもって必ず履行できるものとする。

⑦ 仕様書は、最低限の要件を定めるものであって、仕様書と同等の代替提案についても認めるものとする。

⑧ 仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断により本業務に必要と思われる場合は提案できるものとする。ただし、この場合の経費は見積額に含めるものとする。

⑨ 技術提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。ただし、採用した技術提案書等の著作権は、本市に帰属するものとする。

⑩ 提出書類は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、雲仙市情報公開条例（平成17年雲仙市条例第9号）に基づく開示が実施されることがある。

## (12) その他

### ① 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は、全て申請者の負担とする。なお、緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止し、中止し、又は取り消すことがあるが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を雲仙市に請求することはできない。

## ② 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は技術提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、直ちに電話により担当者へ連絡するとともに、速やかに辞退届出書（様式第7号）を提出すること。

## ③ 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない内容の提案があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- カ 見積書の金額が「1.（5）提案限度額」を超過した場合

## ④ 異議申立て

申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## ⑤ 契約交渉

優先契約交渉事業者と契約交渉を行うが、次のいずれかに該当し、優先契約交渉事業者と契約ができない場合は、次点者と契約交渉を行う。

- ア 優先契約交渉事業者が審査後に参加資格要件を満たすことができなくなった場合
- イ 優先契約交渉事業者と契約交渉が成立しない場合又は優先契約交渉事業者が本契約の締結を辞退した場合
- ウ 申込書類、技術提案書等に虚偽の記載が判明した場合
- エ その他の理由により契約の締結が不可能となった場合

## ⑥ 貸与資料

### ア 貸与資料

技術提案書作成の目的に限り、以下の資料を貸与する。なお、貸与資料については、本市の了承を得ることなく第三者に対して開示し、提供し、又は漏えいしてはならない。

CD-R 1枚

- ・施設パンフレット（平成20年度）
- ・雲仙市環境センター精密機能検査業務
- ・雲仙市環境センター基幹的設備改良事業に係る基本構想策定業務
- ・雲仙市環境センター長寿命化総合計画策定業務
- ・雲仙市環境センター基幹的設備改良工事発注仕様書等作成業務
- ・その他必要な資料

### イ 貸与方法

貸与を希望する場合は、貸与日時などの必要事項を担当者へ電話により連絡すること。貸与日は、一次審査結果通知以降の貸与を希望する日（土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）とする。

#### ウ 返却方法

以下のいずれかの際に手渡し又は郵送により、貸与資料（CD-R）を返却するとともに、パソコンなどに複製したデータについては、復元が不可能な方法で確実にかつ適切に破棄すること。

- ・令和8年5月21日（木） プレゼンテーション（二次審査）
- ・辞退職出書（様式第7号）の提出時

#### （13）その他の留意事項

本公告に定めのない事項や詳細については、実施要領、仕様書及び雲仙市契約規則等によるものとするが、これらに定めのない事項は、協議の上決定する。